

## 別表第16 誘導灯及び誘導標識の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 誘導灯

##### ア 外箱及び表示面

###### (ア) 種類

所定の種類のもものが適正に設置されていること。

###### (イ) 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

###### (ウ) 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

###### (エ) 表示

適正であること。

##### イ 非常電源(内蔵型のものに限る。)

###### (ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

###### (イ) 表示

適正であること。

###### (ウ) 機能

正常であること。

##### ウ 光源

汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯していること。

##### エ 点検スイッチ

変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であること。

##### オ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のもものが使用されていること。

##### カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

##### キ 信号装置等(消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を作動させるための移報装置をいう。)

###### (ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

###### (イ) 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

###### (ウ) 機能

正常であること。

#### (2) 誘導標識

##### ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

##### イ 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

##### ウ 採光又は照明

識別に十分な明るさがあること。

##### エ 表示面の輝度(高輝度蓄光式誘導標識に限る。)

劣化による輝度の減衰がないこと。

##### オ 設置場所の照度(高輝度蓄光式誘導標識に限る。)

十分な照度を確保していること。

##### カ ヒューズ類(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のもものが使用されていること。

##### キ 結線接続(電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。)

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

ク 電源（電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。）

（ア） 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

（イ） 表示

適正であること。

（ウ） 機能

正常であること。